

議第 2 号議案

保護司の安全確保と処遇改善を求める意見書

保護司の安全確保と処遇改善を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 9 月 18 日

提出者 ふじみ野市議会議員

原 田 雄 一

賛成者 ふじみ野市議会議員

山 田 敏 夫

川 畑 京 子

塚 越 洋 一

ふじみ野市議会

議長 島 田 和 泉 様

保護司の安全確保と処遇改善を求める意見書

保護司は、犯罪や非行をした人たちが再び社会を構成する一員として円滑に社会に復帰する立ち直りを地域で支援するボランティアです。しかし、今年5月に滋賀県で惹起された保護司の死亡事件は、支援活動を担っている保護司の方々に震撼を与え、保護司の安全確保対策が急務であることを示しています。

また、処遇については、ボランティアの非常勤国家公務員であることから、活動諸経費が実費弁償金の上限を超えた場合、本人が自己補填しなければならない状態です。さらに、従前より全国で活動する保護司の高齢化及び後任の確保が課題となっており、ふじみ野市を含めた川越地区の保護司を取り巻く状況も同様です。

こうした状況下においては、保護司制度の安定的な存続が見通せず、益々活動が先細り、保護観察対象者の社会復帰が遠ざかります。

よって、国においては、地域における更生保護行政の中心的な役割を担う保護司の崇高な活動を推進するため、保護司の安定的確保に向けた安全確保と処遇改善について、関係方面の合意が形成できるところから、下記事項を早急に具体化することを強く求めます。

記

- 1 保護観察対象者と安全に面接できるよう、家族の不安をなくすことも含めて、保護司の自宅以外の場所を確保し、安全対策を図ること。
- 2 保護司の日常活動を支援する各地の保護司会と保護観察所の体制の充実に努めること。
- 3 保護司が活動諸経費の自己補填をすることがないよう処遇改善を図ること。
- 4 保護司会運営のために必要な運営経費の支援すること。
- 5 保護観察官と協働して地域で更生保護のボランティア活動を行う保護司について、国民の認知度と理解が深まるよう広報活動をさらに充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年9月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣